

介護保険制度のサービス低下を行わないことを求める意見書

社会保障審議会介護保険部会は、次期介護保険制度見直しのなかで「軽度者への支援の在り方」「福祉用具・住宅改修」などについて本格的な議論を始めています。「介護保険の持続可能性」「要介護3以上の人のサービス重点化」が強調され、社会保障費抑制と利用者負担の増加、軽度者切り捨てが予想されます。

昨年度から、要支援1・2（約175万人）への生活援助サービス（掃除や調理など）は、介護保険給付から市町村事業へ移行が始まり、サービスの質や量の確保に懸念が広がっています。ところが今回、要介護1（約122万人）・要介護2（約108万人）についても市町村事業に移行する案が検討されています。

また、軽度者向けの福祉用具貸与・住宅改修の利用を原則自己負担化すること、要支援1・2の生活援助サービスを原則自己負担化することも論点のようです。さらに現在、介護サービスの利用負担・原則1割（所得により一部2割）を、原則2割に引き上げる案なども検討されています。生活援助サービスや福祉用具貸与・住宅改修は、高齢者が地域で自立した生活を継続する生命線です。もしも、自己負担を課し利用料が引き上げられれば、軽度者、低所得世帯などの切り捨てにつながりかねません。

高齢者の尊厳を守り、自立を支援し、要介護状態の重度化を防ぐという介護保険制度の理念に基づき、また、家族の「介護離職ゼロ」を実現するためにも、介護保険制度のサービス低下を行わないよう強く求めます。

記

1. 要介護1・2の生活援助サービスは、現行通り介護保険給付の対象とし、あわせて、地域支援事業に移行が進められている要支援1・2の生活援助サービスの現状を検証し、高齢者が安心・安全に暮らせるよう改善を図ること。
2. 福祉用具・住宅改修と、要支援1・2の生活援助サービスについて、利用者の負担を増やす原則自己負担化を行わないこと。
3. 介護保険の自己負担割合（原則1割）の引き上げや、「高額介護サービス費」限度額の引き上げを行わないこと。